



	118度37分30秒	1,162.594	メートルの地点
②の地点	①の地点から252度59分54秒	12.215	メートルの地点
③の地点	②の地点から342度59分54秒	1.000	メートルの地点
④の地点	③の地点から252度59分54秒	3.400	メートルの地点
⑤の地点	④の地点から162度59分54秒	1.000	メートルの地点
⑥の地点	⑤の地点から252度59分54秒	16.600	メートルの地点
⑦の地点	⑥の地点から342度59分54秒	1.000	メートルの地点
⑧の地点	⑦の地点から252度59分54秒	3.400	メートルの地点
⑨の地点	⑧の地点から162度59分54秒	1.000	メートルの地点
⑩の地点	⑨の地点から252度59分54秒	16.000	メートルの地点
⑪の地点	⑩の地点から342度59分54秒	1.000	メートルの地点
⑫の地点	⑪の地点から252度59分54秒	3.400	メートルの地点
⑬の地点	⑫の地点から162度59分54秒	1.000	メートルの地点
⑭の地点	⑬の地点から252度59分54秒	16.600	メートルの地点
⑮の地点	⑭の地点から342度59分54秒	1.000	メートルの地点
⑯の地点	⑮の地点から252度59分54秒	3.400	メートルの地点
⑰の地点	⑯の地点から162度59分54秒	1.000	メートルの地点
⑱の地点	⑰の地点から252度59分54秒	22.302	メートルの地点

## (3) 面積

4,303.86 平方メートル

4 埋立地の用途  
漁港施設用地

## 熊本県告示第96号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成16年2月9日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 調達する特定役務及び数量  
熊本県立大学清掃業務 一式
- 2 入札参加資格  
熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成14年熊本県告示第516号。以下「要綱」という。)による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
  - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班(県庁行政棟本館2階)  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-383-1111 内線 6350
  - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
平成16年2月9日(月曜)から平成16年2月23日(月曜)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わない場合がある。
  - (4) 資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
  - (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成17年9月30日までとする。
  - (6) 有効期間の更新手続  
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成17年7月1日から平成17年7月31日まで行う。

## 熊本県告示第97号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、平成16年2月9日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 16 年 2 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域決定する区間等

道路の種類	路線名	区域決定する区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	湯前人吉 自転車道 線	球磨郡湯前町字下大瀬 844 番 4 地先から 球磨郡多良木町大字多良木字松下 1222 番 4 地先まで	4.7 ～ 19.1	567.6	自転車 道整備

2 区域決定する期日 平成 16 年 2 月 9 日

熊本県告示第 98 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 16 年 2 月 9 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 16 年 2 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 国道	268 号	水俣市大字葛渡字寺下 873 番 5 地先から 同 所 同 字 同 番 地先まで	前	25.2 ～ 29.0	19.0	災害復旧
			後	25.6 ～ 29.5	19.0	
主要 地方 道	熊 本 高 森 線	阿蘇郡西原村大字小森字西原 3204 番 5 地先から 同 所 字北原 2823 番 地先まで	前	12.0 ～ 60.0	554.0	単幹道
			後	12.0 ～ 62.3	554.0	
一般 県道	堂 園 小 森 線	阿蘇郡西原村大字小森字上新竹原 2959 番 1 地先から 同 所 同 字 2957 番 1 地先まで	前	12.0 ～ 18.0	59.0	"
			後	16.0 ～ 21.5	59.0	

2 区域変更する期日 平成 16 年 2 月 9 日

熊本県告示第 99 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 16 年 2 月 9 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 16 年 2 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等